

参考①

ひとり親家庭等自立支援部会設置にかかる根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法（平成 26 年 10 月 1 日改正法施行）

第十二条

- 3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七
条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七
条第一項 又は第四項 に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事
項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針 （平成 27 年 10 月 2 日公布）

第 3－1－(3)－③合議制機関からの意見聴取

自立促進計画の策定に当たっては、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会又は市町村児
童福祉審議会、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 条）第 77 条第 1 項又は第 4 項に
規定する機関その他の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事項を調査審議
する合議制の機関の意見を聴取するよう努めなければならない。